

別記様式第1号(第四関係)

下津町地区活性化計画

和歌山県海南市

令和3年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	下津町地区活性化計画		
都道府県名	和歌山県	市町村名	海南市
		地区名(※1)	下津町地区
		計画期間(※2)	令和3年度～令和5年度

目 標 : (※3)

下津町地区は、和歌山県海南市の南部に位置し、海南市と合併する前の下津町にあたる。当該地域は、みかんの栽培が盛んであり、海南市は全国の市町村の中で第6位のみかん産出額となっているが、その大部分は、この下津町地域から出荷されるものである。また、当該地域の橋本地区は、日本で最初にみかんの原種である橘の木が植えられたという伝承があり、土地は急傾斜地であるものの、その中でみかん等を効率的に栽培し、また土倉にみかんを貯蔵して熟成を図る技術など、様々な先人の知恵と取り組みが評価され、平成31年2月に「しもつ蔵出しみかんシステム」として、日本農業遺産の認定を受けるなど、これらシステム及び産地の維持が大変重要となる地域である。

海南市との合併時の下津町の人口(平成17年)は約14,600人であったが、現在の下津町地域の人口は約11,000人であり、15年間で約24%程度の人口減少となっている。海南市全体を見ても平成17年に約60,000人あった人口が令和2年には約50,000人となっており、15年間で約1万人の人口が減少した。このように人口減少が続く中、本市としては、平成27年度に「海南市人口ビジョン 海南市総合戦略」を策定し、農業の振興や移住推進、雇用対策の推進、空き家バンク制度の充実を図るなど、人口減少対策に取り組んでいるが、人口減少に歯止めがかかっていない状況である。

このような状況に加え、農業従事者の高齢化や後継者不足等の課題があり、これらの課題の解決を図るため、安定的な所得の確保や産地のブランド化、販売量の向上等を含めた産地の活性化が求められている。また、当該地域は、みかん、びわキウイ等の果樹のほか、ハモ、シラス等の豊富な水産物の水揚げを誇る土地でありながら、これら農水産物の直売施設がなく、広く市内外に市内の農水産物をPRし、販売できる拠点の整備が必要である。

そこで、日本農業遺産に認定されたことを生かし、しもつみかんのブランド化を推進するとともに、これらを販売・PRする拠点として、「道の駅」を整備し、農水産物直売施設をはじめ、地元食材の加工や地元食材を使った飲食施設・ペーカリー等を地域農水産業者と一緒に作りあげていくことで、地域外から人を呼び込み、交流人口の増加をはじめ、農水産物の販売価格の上昇、ひいては農家の所得向上につなげ、減少し続ける後継者の維持・増加、並びに地域の活性化につなげたいと考えている。

このように地域活性化・交流人口の増加を目標の一つとする「道の駅」を下津町内に建設し、地域内外から人を呼び込むことで、農水産業の振興や観光の振興、地域の防災機能の強化等を図るとともに、当該施設の整備を契機に生まれる人の流れを活かして、令和元年度の交流人口114,878人を380,000人(令和5年度～令和7年度平均)とすることを目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

下津町地区は、和歌山県海南市の南部に位置し、海南市と合併する前の下津町にあたる。当該地域は、みかんの栽培が盛んであり、海南市は全国の市町村の中で第6位のみかん産出額となっているが、その大部分は、この下津町地域から出荷されるものである。また、当該地域は、日本で最初にみかんの原種である橘の木が植えられたという伝承があり、土地は急傾斜地であるものの、その中でみかん等を効率的に栽培し、土倉にみかんを貯蔵して熟成を図る技術など様々な先人の知恵と取り組みが評価され、平成31年2月に「しもつ蔵出しみかんシステム」として、日本農業遺産の認定を受けた地域である。みかんの他には、びわ、キウイなどの農産物をはじめ、地域の北側は紀伊水道に臨む和歌浦湾に面していることから、漁業も盛んであり、特にシラスやハモ、アジアカエビ、ワカメなど年間約180トンが水揚げされている。また、平成30年度からは、牡蠣の養殖を始めるなど新たな事業を展開し、地域の活性化に寄与している。文化面では、和歌山県下の国宝建造物7つのうち、「長保寺本堂」、「善福院釈迦堂」など4つがある等、多くの文化財に恵まれていることやみかん発祥の地でありお菓子の祖として知られる「橋本神社」など、歴史的資源も数多く有している。

現状と課題

市全体の農業産出額は、2015年で73億1千万円となっており、2005年からの10年間で約25%増加している。この産出額のうち「果実」が62億3千万円で全体の85%を占めている。

一方、活性化区域内の農家戸数は2015年で893戸であり、2005年の1,023戸から10年間で約13%が減少している。年齢的に見ると、農業従事者のうち、65歳以上の割合が増加傾向にあり、2005年から2015年の10年間で約13%増加する一方、65歳未満の割合は約13%の減少となっており、生産者の高齢化、後継者不足が深刻化しつつあるため、果樹産地の維持・生産の継続を図るためにも、若い人にとって魅力的な産業となるよう、稼げる果樹農家づくりが重要であり、日本農業遺産認定を通じたブランド化の推進に加え、現在、下津町内には、これらを販売・PRするための農産物直売施設がなく、下津が誇る農水産物の販売促進や情報発信の推進を図るための施設の整備及び取り組みが必要である。

また、これらの農業振興の取り組みに加えて、市内を縦断する熊野古道やみかん伝来の地、お菓子発祥の地などの資源を生かした観光振興の取り組みを一体的なものとするなど、地域の知名度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住者の増加につなげることが求められているため、物産販売による農家所得の向上、賑わいの創出、地域の観光情報や移住情報の発信等を行う、拠点施設の整備が必要である。

今後の展開方向等(※4)

当該地域においては、現在、海南市と有田市を結ぶ有田海南道路の整備に取り組んでおり、これらが整備されることで、渋滞の緩和をはじめ、災害時の緊急輸送用道路としての活用などが見込まれるため、現国道42号と有田海南道路の両道に接する位置に整備する「道の駅」は、当該地域の要衝の地となる。現在、下津町地域には、住民や近郊に住んでいる方はもとより、本市を通過する観光客が利用できる農水産物直売施設がなく、市の農水産物をPRする拠点がなく、当該地域に農水産物直売施設、地元食材を使った飲食施設、ペーカリーの他、農水産物の加工施設等の機能を付加した「道の駅」を整備し、地元農水産物の販売促進、地産地消、六次産業化の推進等を行うことで、地元の人や観光客への「愛着」や「誇り」を醸成する機会を提供するとともに、地域が誇る農水産物の魅力を広く市内外に発信するなど、地域産業の活性化に取り組む。また、当該地域は、様々な歴史的な資源がありながら、全国的に認知度が低く、観光客を誘致できていない現状から、今回整備する施設は、「みかん発祥の地」や「お菓子の神様」などを誘客の柱として県内外から人を呼び寄せる仕組みを構築するなど、「みかんとお菓子」をテーマとし、地域の観光情報や地域の魅力を発信する拠点として、交流人口の増加、賑わいの創出に取り組む。

また、併設するBBQスペース・マルシェ等広場において、生産者自らが作ったものを販売するマルシェをはじめ、地元農水産物を使ったバーベキュー等、地域の生産者と連携したイベントを開催することで、年間を通して地域に活気・賑わいが創出される取組を地域一体となって推進していく。

このような取組を通じて、農水産業者の生産意欲を高めるとともに、安定的な収益の確保、所得の向上を図り、後継者不足の解消及び産地の維持・継続につなげることで、まち全体の活性化に寄与されること、また、道の駅を拠点に特産品や地域の観光情報の発信等を行い、交流人口の増加ならびに移住・定住人口の増加につながる起爆剤としていきたい。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
海南市	下津町地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	海南市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
海南市	下津町地区	海南市道の駅整備事業	海南市	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

下津町地区	区域面積 (※2)	3,738ha
区域設定の考え方 (※3)		
<p>①法第3条第1号関係： 下津町地区は果樹栽培を中心とする農業が盛んな地区であり、特にみかん栽培を中心とした地区である。当該地区の総面積は3,738haで、土地利用の内訳は農地が1,888ha、宅地が285ha、山林が1,245ha、ため池が22haであり農林地面積が8割以上(令和元年市課税情報)を占めている。また、当該区域内における全就業者数(5,959人)に対する農林漁業従事者(1,549人)の割合は(H27年度)、約26%であり、当該区域の土地利用の状況、農業従事者数等からみて、農林漁業が重要な産業となっている地域である。</p> <p>【出典】 令和元年市課税情報・国勢調査(平成27年度)</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 下津町地区は、平成17年3月に14,597人だった人口が、令和2年6月には10,909人に減少しており(約25%の減少)、農家数も平成17年の1,023戸から、平成27年には893戸に減少(約13%の減少)している。高齢化率も平成17年の27.4%から平成31年度には35.7%となっており、高齢化の進行が顕著となっており、2060年には海南市の人口は約23,800人、高齢化率は44.7%となると推計されている。 年齢別の人口構造では、「20-24歳」が少ない状況が続いており、近隣に大学等が少ないことに加え、市内での就労の場が少ないこと等の理由で、人口の社会減少が続いていると推測される。</p> <p>【出典】 農林業センサス(平成27年度)・令和元年度和歌山県における高齢化の状況(令和元年度)</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 下津町地区は、線引き及び用途地域に該当しない区域であり、既に市街地を形成している区域以外である。</p>		

4 市民農園（活性化計画に市民農園を含む場合）に関する事項

（該当なし）

（1）市民農園の用に供する土地（農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ）

土地の所在	地番	地目		地積（㎡）	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類（※1）	土地所有者		権利の種類（※1）	土地所有者		農地（※2） 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別（※3）	
						氏名	住所		氏名	住所			

（2）市民農園施設の規模その他の整備に関する事項（農林水産省令第2条第4号ハ）（※4）

整備計画	種別（※5）	構造（※6）	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

（3）開設の時期（農林水産省令第2条第4号ニ）

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 （1）に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には（※3）のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則（平成2年農林水産省・建設省令第1号）第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(該当なし)

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針 (※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項 (※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定することについて記載する。
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画目標達成については、交流人口の増加に着目し、評価・検証を行う。

交流人口については、令和元年度の和歌山県観光客動態調査実績と当該施設整備後の令和5年度～令和7年度の和歌山県観光客動態調査結果報告書との比較により評価を行う。